平成２６年（フ）第１４６０号
札幌市北区北27条西13丁目５番10号　グランメール北27条403号
債務者　松尾　大介
1　決定年月日時　平成26年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１４７６号
札幌市厚別区厚別東４条９丁目１番３―508号
債務者　松本　美幸
1　決定年月日時　平成26年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１５０１号
札幌市北区北17条西３丁目１番24号　キャッスル17―608号、住民票上の住所札幌市北区北18条西５丁目２番40―604号
債務者　吉田さとみ（旧姓中川）
1　決定年月日時　平成26年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第４０号
栃木県大田原市須佐木54番地
債務者　桒野　昌晃
1　決定年月日時　平成26年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月13日まで
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２６年（フ）第１３５号
群馬県高崎市北久保町１番地　県住Ａ棟603号
債務者　山口恵理加（旧姓高杉）
1　決定年月日時　平成26年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月13日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２６年（フ）第４４号
新潟県燕市五千石2804番地の11
債務者　久住善一郎
1　決定年月日時　平成26年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月13日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２６年（フ）第１２５号
静岡県熱海市西熱海町１丁目５番23号　ロイヤルヴィラ熱海Ⅰ―404、前住所東京都中野区中野１丁目55番１号　大豊ビル３Ｆ
債務者　中村　公惠
1　決定年月日時　平成26年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月13日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２６年（フ）第２５１号
静岡県伊豆の国市古奈203番地の１　長岡アパートメントハウスⅡ101号、前住所静岡県田方郡函南町塚本952番地の８　セジュール952―111
債務者　吉江　富子（旧姓大谷）
1　決定年月日時　平成26年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月13日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２６年（フ）第３２号
京都府福知山市字新庄41番地
債務者　前田　潤子（旧姓船岡）
1　決定年月日時　平成26年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月13日まで
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２６年（フ）第４７０号
大阪府松原市三宅中６丁目16番30―1105号
債務者　奥田　浩次
1　決定年月日時　平成26年９月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月13日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第５９８号
大阪府河内長野市楠ケ丘13番29号、前住所大阪府寝屋川市松屋町４番１号
債務者　新谷　准一
1　決定年月日時　平成26年９月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月13日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第６０８号
大阪府高石市取石４丁目13番45―202号、前住所大阪府高石市千代田１丁目２番21号
債務者　綿野　康志
1　決定年月日時　平成26年９月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月13日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第６９１号
大阪府羽曳野市野77番地の１
債務者　和氣　啓江（旧姓清水）
1　決定年月日時　平成26年９月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月13日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第２１号
和歌山県御坊市薗825番地18
債務者　酒井　文子
1　決定年月日時　平成26年９月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月13日まで
和歌山地方裁判所御坊支部

平成２６年（フ）第２３９号
盛岡市玉山区下田字陣場41番地158
債務者　下田　文夫
1　決定年月日時　平成26年９月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月14日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２６年（フ）第２４０号
盛岡市南大通２丁目10番10―201号
債務者　仁昌寺靖子
1　決定年月日時　平成26年９月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月14日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２６年（フ）第５４号
福島県会津若松市門田町大字徳久字竹之元871番地の６、前住所福島県河沼郡会津坂下町大字塔寺字北原652番地11
債務者　猪俣　勇一
1　決定年月日時　平成26年９月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月14日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係